

3. 河川行政の新たな展開

(1) 人命や生活に深刻なダメージを与える被害の緊急解消

近年の気候変動の影響等により、集中豪雨や台風等による災害が全国各地で多発している。

このような状況を踏まえ、人命被害や生活再建が容易でない壊滅的な被害を軽減する防災・減災対策を厳選して重点的に実施し、安全・安心が確保された社会を早急に構築することが必要である。

人命や生活に深刻な影響を及ぼす床上浸水被害を緊急的に軽減

人命被害や元通りの生活を取り戻すことが容易でない壊滅的な被害をもたらす床上浸水被害を緊急的に軽減する対策を重点実施。

平成16年は、過去最多となる10個の台風が上陸し、全国で延べ4万4千戸の床上浸水被害が発生。

これらの災害に対する緊急対策として、実施している激特事業、復緊事業等による再度の災害発生の防止対策に対する重点投資を実施



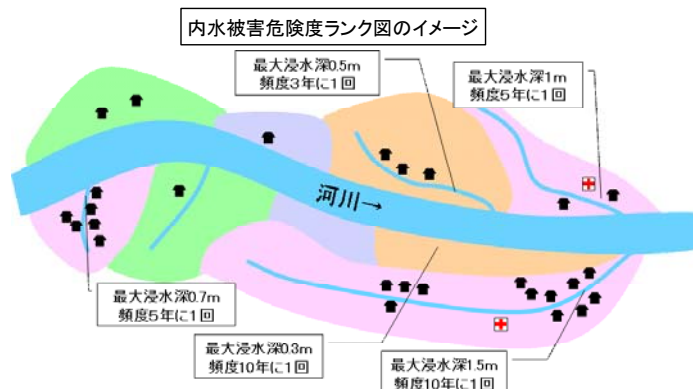
【床上浸水を緊急に解消すべき戸数：約9万戸（H14）→約6万戸（H19）】

戦略的な内水被害軽減対策の実施 新規

外水河川は、破堤による被害が甚大であることや内水の受け皿となることから、これまでは、外水対策が優先され内水対策は被災箇所への対応が中心であったが、近年の集中豪雨等により、内水被害による死者の発生や避難活動への影響が懸念されており、内水対策が急務となっている。このため、内水被害の危険地域を検証し、河川管理者と地元自治体が共同してハードとソフトの対策を一体的に行うことにより、効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施する。

①内水被害危険度ランク図の作成

内水対策を実施しようとする河川管理者（外水及び内水河川の管理者）は、地形特性や降雨特性から浸水頻度や浸水深を想定して、「内水被害危険度ランク図」を作成。



②緊急的に実施する地区の決定

内水被害危険度ランク図を基に、内水被害状況、避難計画や防災情報の収集・伝達体制等の地域防災力向上に関する取組状況も考慮し、内水浸水被害対策を緊急的に実施する地区を決定。

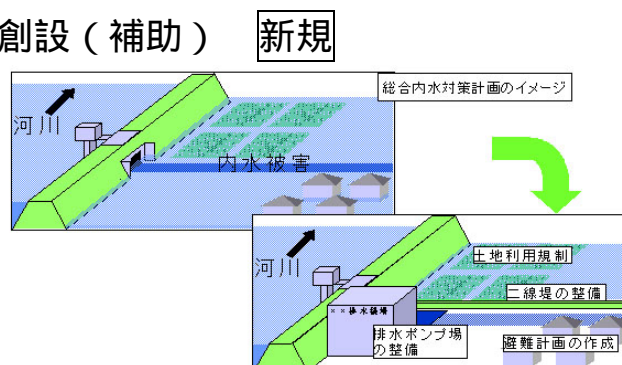
③総合内水対策計画の策定

内水対策を戦略的に行うため、国と地方が連携してハード整備とソフト対策を一体とした総合内水対策計画を策定し、おおむね5年間で内水浸水対策を実施。

- ・ハード整備：ポンプ、貯留施設、二線堤（輪中堤）等の整備計画
- ・ソフト対策：避難計画、ポンプの運転調整ルールの設定、土地利用規制等

総合内水対策緊急事業（仮称）の創設（補助） 新規

効率的・効果的な内水対策を緊急的に実施するため、総合内水対策計画に基づき、河川管理者が実施するハード対策について重点投資を行う「総合内水対策緊急事業」を創設。



安全で確実な避難のための土砂災害対策の推進

平成16年に、避難場所に避難している住民が土砂災害により被災した事例があったため、避難場所の総点検を実施。地形条件等により土砂災害の危険のない場所に避難場所を設定することが困難な場合は、避難場所を保全する土砂災害対策を重点的に実施。

あわせて、避難場所まで確実に到達できる安全な避難経路を関係機関と連携して集中的に整備し、また、情報通信の二重化を図るなど集落が孤立化した場合も含め地域の安全を確保。



避難場所が被災した事例（香川県）

砂防関係事業 の拡充 新規

砂防えん堤等のハード施設の新規採択にあたっては、原則として危険箇所の公表や土砂災害情報等の伝達方法を市町村地域防災計画へ規定するなどのソフト対策が実施済であることを義務付け。

あわせて、保全対象に避難場所を含む土砂災害危険箇所について、保全対象が避難場所のみであっても採択できるよう事業制度を改正。

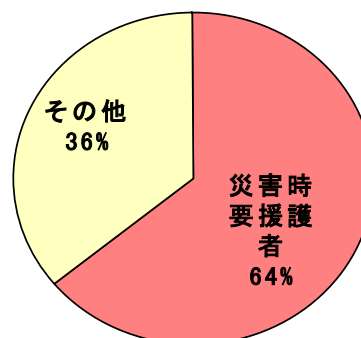
※砂防関係事業：砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策等事業

災害時要援護者を守る土砂災害対策

高齢者等の災害時要援護者は、災害時に迅速な避難行動が困難であり、平成16年に発生した土砂災害においても、犠牲者に占める災害時要援護者の割合は6割以上にのぼった。よって、災害時要援護者の対策は急務であり、ハード対策として砂防えん堤等を重点的に整備し、老人福祉施設等の災害時要援護者関連施設の安全を確保する。（警戒避難体制の充実のために、土砂災害防止法を一部改正し、これら施設への土砂災害情報伝達を義務化したところ。（改正法施行：H17年7月））

災害時要援護者の割合

・平成16年の土砂災害による死者61名の内、約6割が災害時要援護者



※災害時要援護者とは、65歳以上の高齢者や幼児をさす。

【土砂災害から保全される災害時要援護者関連施設 約3,100施設（H14） 約4,100施設（H19）】

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震や活断層に起因する地震による土砂災害対策等

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に備え、地震に起因する土砂災害により住宅等が被災することがないように、土砂災害対策を重点的に実施。

また、新潟県中越地震や福岡県西方沖地震などの活断層に起因する地震により発生する土砂災害対策等も重点的に実施。

住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業の拡充 新規

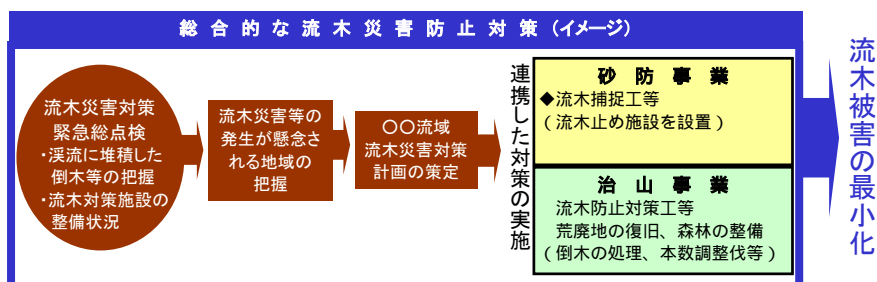
新たな住宅宅地供給が見込まれる土地を保全する土砂災害対策だけでなく、大規模地震の強化区域等における既存住宅や宅地等の耐震化にあわせて、それらの住宅等を保全する土砂災害対策にも適用できるよう事業を拡充。

また、住宅供給の見込みがある地域を守るダムについても適用できるよう事業を拡充。

総合的な流木災害防止対策の推進

H16年度は度重なる台風の上陸等により、流木を伴う土砂災害が全国各地で相次いだ。土砂とともに森林等から発生した大量の流木が下流部の集落などに被害を与える事例が多発し、流木災害対策が急務となっている。

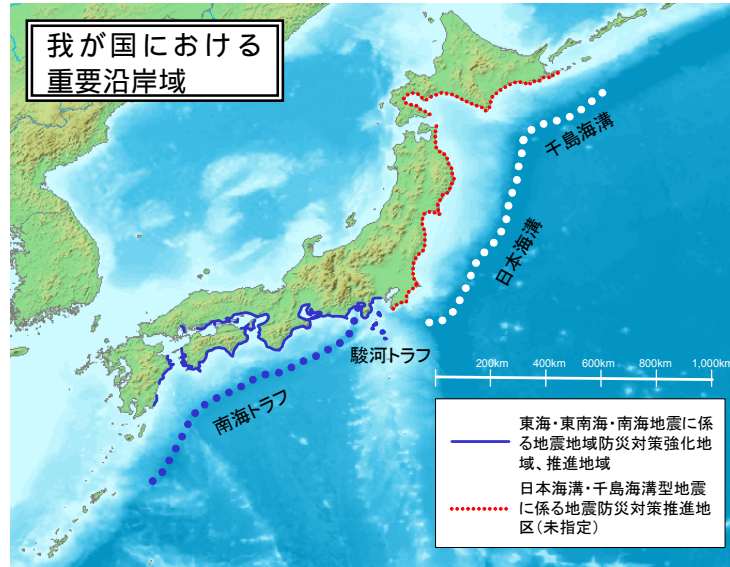
このため、流木災害の発生が懸念される地域において、上流部における危険木等の処理や下流部における流木を捕捉する施設の設置など、治山事業と砂防事業の連携による一体的かつ集中的な防災対策を行う。



東海地震、東南海・南海地震等に対する緊急津波対策

東海地震、東南海・南海地震等の大規模地震の発生に伴い津波が来襲するおそれがある重要沿岸域において、避難対策と既存施設の機能確保を概ね5年間で緊急的に実施する。

- ・ 重要沿岸域において津波浸水想定区域調査を完了。
- ・ 地域中枢機能集積地区については、開口部対策を完了。



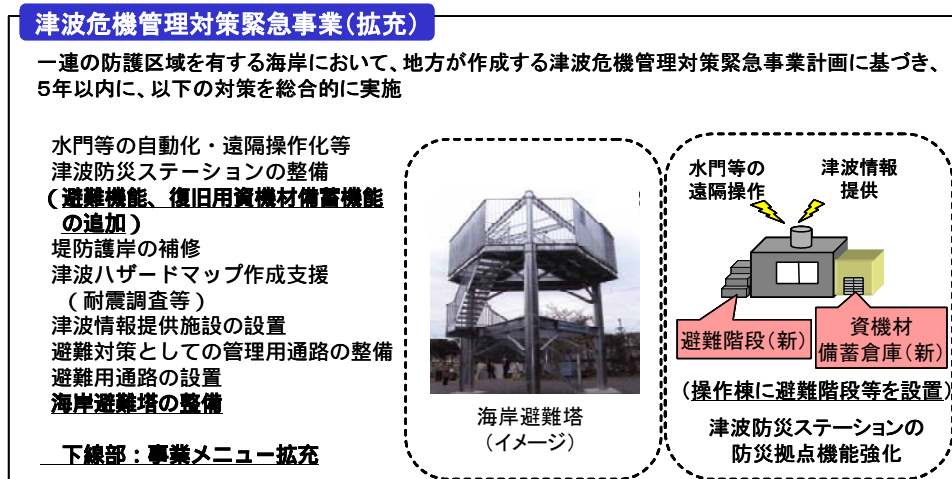
津波避難地・避難路等の総合整備の緊急実施

重要沿岸域等においてエリアを定め、避難対策を緊急的に実施。

- ・ 計画に基づき関係事業（海岸、河川、道路、都市公園、港湾等）を緊急的に実施し、津波ハザードマップ作成とあわせて概ね5年間で避難困難地を解消
- ・ 海溝型地震による甚大な津波被害に備えて、ハード・ソフト一体的な津波対策を強化

津波危機管理対策緊急事業の拡充（補助） 新規

海岸利用者の確実な避難のため、津波危機管理対策緊急事業を拡充し、海岸避難塔の整備、津波防災ステーションにおける避難スペースの確保や復旧用資機材の備蓄といった防災拠点機能の強化を図る。



高潮・高波による壊滅的被害防止対策の緊急実施

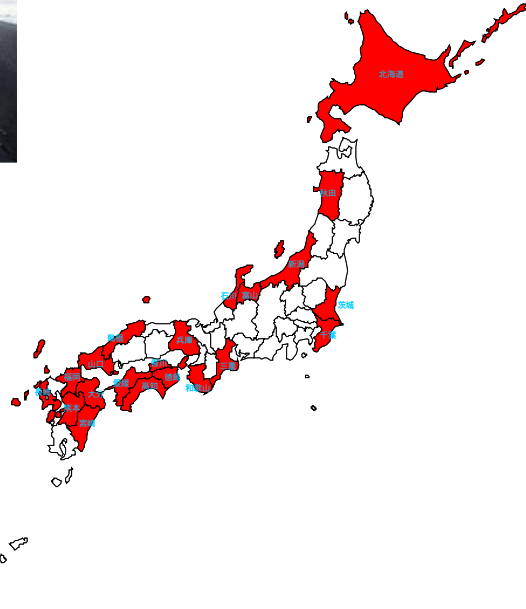
これまでの海岸災害では経験のない菜生海岸の被災を教訓として、全国緊急点検を実施した結果、この海岸と同様に人的被害を含む甚大な被害が生じるおそれのある危険地区を概ね5年間で緊急的に解消すべく施設の強化・補修等を実施。



【高知県菜生海岸の被災状況】

※昨年の台風23号では、計画波高を超える観測史上最大の高波が高知県菜生海岸を襲い、堤防が約30mにわたって倒壊・流失し、家屋13棟が被災、3名が死亡、4名が負傷

【緊急対策該当道県】



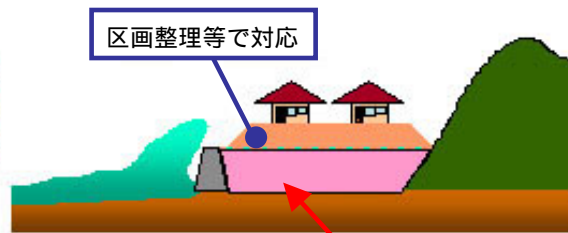
海岸緊急防災対策事業（仮称）の創設 新規

山と海に囲まれた狭隘な地区で、堤防を嵩上げすると越波した海水が滞留し、被害が拡大する恐れがある箇所において、堤防嵩上げに代わり、地盤を嵩上げする制度を創設する。

山と海に囲まれた狭隘な地区では
堤防嵩上げが困難



想定越波量による滞留被害軽減のための
地盤嵩上げ事業を実施！



区画整理等に対応

海岸緊急防災対策事業（仮称）に対応